

## 目的

第 1 条 この条例は、迷惑行為の防止及び環境の美化に関し必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者の意識の向上を図り、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を実現することを目的とする。

### （磐田市迷惑防止条例制定の経緯）

近年、モラルの低下や相互扶助（助け合い）意識の希薄化などにより、従来は一般的なルールやマナーとして考えられていたことまで行政の関与が求められることが増加しています。

このような状況を踏まえ、市では、迷惑防止条例を制定し、市民一人ひとりが他人への迷惑行為に注意を払い、相互に思いやり、また、事例が発生した場合には、関係者が注意を促すためのよりどころとなり、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の実現を図るとともに、地域の良好な人間関係の形成に寄与することを目指します。

また、市では、これまで磐田市環境美化条例に基づき、ごみのポイ捨て等の改善に取り組んできましたが、目的が類似し、迷惑防止条例において規定する内容の多くが重複しているため、環境美化条例の趣旨をできるだけ継承し、磐田市環境美化条例は廃止することとしました。

### （磐田市迷惑防止条例制定の趣旨）

1. 市民一人ひとりが他人への迷惑行為に注意を払い、相互に思いやり、また、事例が発生した場合には、関係者が注意を促すためのよりどころとなるような条例とします。
2. 日常生活に伴い発生する周辺の生活環境を損なう行為で、近隣との人間関係を悪化させる恐れのあるものを主に規制の対象とします。
3. 現行の環境美化条例、法律等及び県条例により規制されている事項も磐田市迷惑防止条例へ盛り込み、規制すべき迷惑行為とし、一貫性を図ります。
4. 磐田市環境美化条例は、目的が類似し、規制項目が重複するため、廃止します。
5. 環境美化の日、環境美化指導員の制度は磐田市迷惑防止条例へ継承します。
6. 罰則は設けないで、違反事実等の公表とします。

（解説）

1. 本条は、この条例の目的を示したものであり、他の条文もすべて本条を基本として規定している。

2. 磐田市環境美化条例との比較

（廃止） 磐田市環境美化条例	（制定） 磐田市迷惑防止条例
（目的） 空き缶等、ごみの散乱、飼い犬のふんの放置を防止し、空き缶等の回収、再資源化により、資源の有効利用及び環境の美化を図り、快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりに寄与する。	（目的） この条例は、迷惑行為の防止及び環境の美化に関し必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者の意識の向上を図り、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を実現することを目的とする。
（規制対象行為）	（規制対象行為）
不法投棄（飲食料容器、吸い殻、ガム等）	不法投棄（廃棄物全般）
自販機業者による回収容器の設置、適正管理義務	自販機業者による回収容器の設置、適正管理
公共の場所等の飼い犬のフンの放置	公共の場所等の飼い犬のフンの放置
空き地の雑草、ゴミの適正管理	土地、建物の雑草、竹木、廃棄物等の適正管理
※上記違反の場合、過料あり	屋外における焼却
	生活騒音
	生活悪臭
	飼い猫の適正管理
	※上記違反の場合、一部その旨公表あり
環境美化の日の制定	環境美化の日の制定
環境美化指導員制度	環境美化指導員制度